皇太子嘉仁親王，明治41年10月の巡啓(その2)

薬学雑誌 1908年度 1235頁

先月に続いて，大正天皇が東宮時代に東北を旅行されたときの話．岩手県通信には，地区全体の衛生管理が4頁にわたって書いてある．巡啓が内定したあと，当局は直ちに告示を発し，関係する郡，市に対し臨時清潔法の施行を命じた．施行されると毎月1回臨検，通過の道筋にあたる各戸には毎月2回臨検．常に県民の健康状態に注意し，以って病毒萌芽の全滅を図った．また衛生講話，幻燈(なつかしい！)によって伝染病予防に関する知識の普及を図り，全県を健康地として誠意，“鶴駕”の奉迎を期せり．

直前には，奉迎委員のほか，行啓あらせらるべき学校，会社の職員，生徒，従業員，使役する人夫，車夫，御旅館付近の住民に健康診断を行う．そして，麻疹，感冒など流行性疾病に罹れるもの，その疑あるものには，拝観，出勤の遠慮すべきを命じた．

行啓場所は3日前に大掃除．御用室，ご休憩室の壁紙は，海綿でこすった．仮漆(ニスのこと)の柱，戸，石灰壁，床は，3%カリ石鹸熱液を木綿または海綿に浸漬し30分間摩擦拭浄するよう指導されている．汚れた床は3%苛性ナトロン液で強く摩擦，洗浄後，カリ石鹸液で2回以上摩擦すべし．ただし“新築”すれば消毒は必要ないと決められた．

沿道の営業者には8月，9月と飲食物監視が施行され，その結果も載っている．琺瑯器具は154個検査し不適が17点(琺瑯剥離)，清酒は555点検査で37点不適(ホルマリン含有28，腐敗9)，ぶどう酒は308点全部合格だったが，清涼飲料水は2,296点のうち不適85(沈殿混濁)，野菜瓶詰めは6点すべて不合格(サリチル酸含有)，などなど．これらは皇太子ご一行に使われるわけではなく，いわゆる「とばっちり」である．

翌年行啓が予定されていた福井，富山両県からは，関係者が視察に来ている．東宮巡啓は全国に及び，大変な負担であった．しかし各地とも，これに合わせて衛生思想の普及，電気の点灯，電話の開通，道路，公民館の建設などが同時に起き，江戸時代を引きずっていたような地方も近代化が一気に進んだ．

小林　力